

公募型指名競争入札を執行するので、参加を希望する場合は、下記により入札指名希望申請書を提出してください。

なお、提出した資料は指名業者を選定するに当たっての参考資料とするものであり、参加希望が直ちに指名につながるものではありません。

平成28年4月7日

宇都宮市長 佐藤 栄一

## 1 入札対象工事

本工事は、「宇都宮市新中間処理施設（仮称）新北清掃センター建設工事発注仕様書（以下、「発注仕様書」という。）」に基づいた詳細設計に関する技術力を持つ施工者に、詳細設計業務と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

- (1) 工事名 宇都宮市新中間処理施設（仮称）新北清掃センター建設工事
- (2) 工事場所 宇都宮市下田原町3435番地
- (3) 工期 平成32年3月10日まで
- (4) 計画概要

宇都宮市（以下「本市」という。）は、これまで、クリーンパーク茂原、南清掃センター、北清掃センターの3工場において可燃ごみの処理を実施してきた。なお、クリーンパーク茂原においては、上三川町及び旧石橋町区域から発生する可燃ごみの処理も行い、ごみ処理の広域化にも寄与しているものである。

ここで、北清掃センターについては、施設の老朽化が著しく平成23年度末に焼却炉を停止し、現在、解体工事中である。その後は北清掃センターと、同じく老朽化が進行しつつある南清掃センターを集約し、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を目指し、北清掃センター用地内に新たな焼却施設を整備することとしている。

本事業は、このような状況を踏まえ、宇都宮市新中間処理施設（仮称）新北清掃センター（以下、「本施設」という。）を適切に整備するために実施するものである。

- (5) 施設規模  
190t / 24h (95t / 24h × 2炉)
- (6) 施設整備コンセプト

受注者は、以下に示す本施設の施設整備コンセプトを十分に理解した上で、本工事に取り組むこと。

### ア 安心して信頼される施設

- (ア) 安全かつ安定的に稼働する施設とします。
  - a 事故防止対策を十分に講じるとともに、万が一の事故にも対応できる仕様とします。
  - b ごみ質の変化やごみ量の変動に柔軟に対応できる仕様とします。

- (イ) 排ガスや臭気等の対策が万全な施設とします。
  - a 排ガス中の大気汚染物質については、その発生を抑制するとともに、適切に除去できる仕様とします。
  - b 臭気，騒音・振動の発生を抑制します。
- (ウ) 排ガス等や周辺環境のモニタリング情報を市民に分かり易く提供します。
  - a 排ガス等や周辺環境のモニタリング情報を，常時，表示板やホームページにより，市民にわかり易く提供します。

#### イ 安定した処理が持続可能な施設

- (ア) 災害に強い施設とします。
  - a 耐震性等に優れた堅牢な施設とします。
  - b 発電によりごみ処理を継続できる施設とします。
- (イ) 長期的利用が可能な施設とします。
  - a 耐久性に優れた使用材料を用いるとともに，適切な運転管理や維持管理を行うことで，長寿命化に配慮した施設とします。
  - b 30年間利用できる施設とするため，基幹的設備の改良に配慮した仕様とします。
- (ウ) 維持管理コストを抑えた経済性の高い施設とします。
  - a メンテナンス性に優れた設備等を導入し，維持管理コストを低減します。
  - b 施設作業員の省力化を図り，人件費の削減を図ります。

#### ウ 地域と調和した施設

- (ア) 周辺の田園風景と調和した緑豊かな施設とします。
  - a デザインや色彩に十分配慮し清掃工場のイメージを払拭した施設とします。
  - b 地域に合った植生の植物やゆかりのある植物を植栽します。
  - c 緑地率20%以上を確保し，屋上緑化や壁面緑化等，可能な限りの緑化に努めます。
- (イ) 開放感があり身近に感じられる施設とします。
  - a 施設配置や動線計画等に可能な限りゆとりをもたせ，サイン計画は分かり易く親しみのあるものとします。

#### エ もったいないの心を未来につなげる施設

- (ア) ごみの減量化や資源化の大切さを伝える場とします。
  - a 施設の利用や見学を通じ，ごみの分別や資源化，ごみ処理施設の必要性について啓発を行います。
- (イ) ごみの焼却による熱エネルギーを最大限に利用します。
  - a 廃熱を活用し得られた電力や温水等を施設内で有効に利用するとともに，余剰電力については，売電を行い，経費の縮減に努めます。
- (ウ) 再生可能エネルギーの有効利用に努めます。
  - a 太陽光発電を導入するなど再生可能エネルギーの有効活用に努めるとともに，市民への普及啓発に寄与します。

(7) 計画要目

ア 処理能力

(ア) 公称能力

指定ごみ質の範囲内において1炉95t/24hで、2炉190t/24hの能力を有すること。また、計画処理量である約51,000t/年を処理する能力を有すること。

(イ) 計画ごみ質

a ごみの概要

(a) 焼却ごみ

(b) 可燃性粗大ごみ

b 組成

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		kcal/kg	1,260	2,130	2,990
		kJ/kg	5,300	8,900	12,500
三成分	可燃分	%	31.5	46.2	60.9
	水分	%	64.3	48.1	31.9
	灰分	%	4.2	5.7	7.2
単位体積重量		t/m <sup>3</sup>	0.21	0.17	0.14
紙・布類		%	-	44.0	-
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		%	-	19.6	-
木・草・わら類		%	-	10.5	-
厨芥類		%	-	18.4	-
その他		%	-	5.9	-
不燃物類		%	-	1.6	-

c 元素組成(可燃分ベース)【参考】

	炭素	水素	窒素	硫黄	塩素	酸素	可燃分量
基準ごみ	53.97%	7.52%	0.96%	0.18%	0.45%	36.92%	100%

南清掃センターとクリーンパーク茂原のごみピット分析結果(H22~H25)より算出

イ 炉数

2炉

ウ 炉型式

全連続燃焼ストーカ式

エ 燃焼ガス冷却方式

廃熱ボイラ式(全ボイラ)

オ 搬出入車両

(ア) 搬入車両の種類

ごみの種類	搬入形態	車種	計量
焼却ごみ 可燃性粗大ごみ (家庭系・事業系)	収集(家庭系)	2～4 tL パッカー車	1回(入口)
	許可収集(事業系)	2～4 tL パッカー車	2回(入口・出口)
	直接搬入 (家庭系・事業系)	一般車両	2回(入口・出口)
4 t ダンプ車		2回(入口・出口)	
びん缶類, 不燃性粗大ごみ等(家庭系)	直接搬入	一般車両	2回(入口・出口)

(イ) 搬出車両の種類

ごみ等の種類	処理先	車種	計量
びん缶類, 不燃性粗大ごみ等(家庭系)	クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ	3～4 t ダンプ車	1回(出口)
プラスチック製容器包装, 白色トレイ(家庭系)	エコプラセンター 下荒針		
焼却灰・飛灰固化物	最終処分場に埋立	10 t ダンプ車	1回(出口)

カ 稼働時間

1日24時間運転

キ 主要設備方式

(ア) 運転方式

本施設は, 1炉1系列式とし, 定期整備, 補修整備の場合は, 1炉のみ停止し, 他炉は原則として常時運転すること。

また, 受電設備・余熱利用設備などの共通部分を含む機器については, 定期整備時等最低限の全休炉をもって安全作業が十分確保できるよう考慮すること。

なお, ごみ処理施設性能指針に示される90日以上連続運転が行えるよう計画すること。

(イ) 設備方式

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| a 受入・供給設備   | ピット&クレーン方式                 |
| b 燃焼設備      | ストーカ炉                      |
| c 燃焼ガス冷却設備  | 廃熱ボイラ式                     |
| d 排ガス処理設備   | 乾式有害ガス除去装置, バグフィルタ, 触媒脱硝装置 |
| e 通風設備      | 平衡通風方式                     |
| f 発電設備      | 抽気復水タービンによる発電(余剰電力は売電)     |
| g 余熱利用設備    | 場内の給湯及び暖房                  |
| h 灰出設備      |                            |
| (a) 焼却灰冷却設備 | 半湿式処理                      |
| (b) 飛灰処理設備  | 薬剤(キレート剤)処理                |

- i 給水設備
  - (a) 生活用 上水
  - (b) プラント用 上水（緊急時において井水も利用可能とする）
- j 排水処理設備
  - (a) ごみピット排水 焼却炉内に噴霧することで，高温酸化処理
  - (b) 無機系プラント排水 凝集沈殿・ろ過処理後，灰押し装置等の灰冷却水に再利用し，余剰排水は下水道放流
  - (c) 有機系プラント排水 油水分離後，下水道放流
  - (d) 生活排水 下水道放流

雨水排水については，調整池で流量調整後，敷地境界の集水柵等に接続放流すること。

- k 電気・計装設備 高圧受電（電力会社と協議），計装設備  
排ガス監視計器，データロガ付設

#### ク 余熱利用計画

発電を主とし，本施設内で使用するとともに，余剰電力は売電すること。

#### ケ 燃焼条件

- (ア) 燃焼室出口温度  
850 以上（900 以上の維持が望ましい）
- (イ) 上記燃焼温度でのガス滞留時間  
2 秒以上
- (ウ) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度  
30 ppm 以下（O<sub>2</sub> 12% 換算値の 4 時間平均値）
- (エ) 安定燃焼  
炉の立ち上げ下げ時を除き，100 ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。（5 回 / h 以下程度）
- (オ) 燃焼残渣の熱灼減量  
3% 以下

#### コ 公害防止基準

- (ア) 排ガス基準値（乾きガス，O<sub>2</sub> 12% 換算）

項目	環境保全計画値	【参考】CP 茂原稼働実績
ばいじん	0.02 g/N m <sup>3</sup> 以下	0 g/N m <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下	2ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下	7ppm 以下
窒素酸化物	70ppm 以下	20ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/N m <sup>3</sup> 以下	0.001189ng-TEQ/N m <sup>3</sup> 以下

平成 26 年度稼働実績（平均）

(イ) 排水基準値

施設内の排水については、公共用水域へは放流せず、下水道放流を行うこと。

下水道放流時における排水濃度については、下表のとおり、「下水道法」、「宇都宮市下水道条例」の基準を遵守すること。

項目	下水道の施設を保全するための規制	下水道の放流水を下水道法第8条の技術上の基準に適合させるための規制			
		公共下水道の利用者 (終末処理場の設置を問わない)	特定事業場		非特定事業場
			日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上	日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> /日未満	日平均排水量 30m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	-	0.03 <sub>1</sub>		0.03 <sub>3</sub>	
シアン化合物 (mg/l)	-	1 <sub>1</sub>		1 <sub>3</sub>	
有機燐化合物 (mg/l)	-	1 <sub>1</sub>		1 <sub>3</sub>	
鉛及びその化合物 (mg/l)	-	0.1 <sub>1</sub>		0.1 <sub>3</sub>	
六価クロム化合物 (mg/l)	-	0.1(0.5) <sub>1</sub>		0.1(0.5) <sub>3</sub>	
砒素及びその化合物 (mg/l)	-	0.1 <sub>1</sub>		0.1 <sub>3</sub>	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	-	0.005 <sub>1</sub>		0.005 <sub>3</sub>	
アルキル水銀化合物 (mg/l)	-	不検出 <sub>1</sub>		不検出 <sub>3</sub>	
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	-	0.003 <sub>1</sub>		0.003 <sub>3</sub>	
トリクロロエチレン (mg/l)	-	0.3 <sub>1</sub>		0.3 <sub>3</sub>	
テトラクロロエチレン (mg/l)	-	0.1 <sub>1</sub>		0.1 <sub>3</sub>	
ジクロロメタン (mg/l)	-	0.2 <sub>1</sub>		0.2 <sub>3</sub>	
四塩化炭素 (mg/l)	-	0.02 <sub>1</sub>		0.02 <sub>3</sub>	
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	-	0.04 <sub>1</sub>		0.04 <sub>3</sub>	
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	-	1 <sub>1</sub>		1 <sub>3</sub>	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	-	0.4 <sub>1</sub>		0.4 <sub>3</sub>	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	-	3 <sub>1</sub>		3 <sub>3</sub>	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	-	0.06 <sub>1</sub>		0.06 <sub>3</sub>	
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	-	0.02 <sub>1</sub>		0.02 <sub>3</sub>	
チウラム (mg/l)	-	0.06 <sub>1</sub>		0.06 <sub>3</sub>	
シマジン (mg/l)	-	0.03 <sub>1</sub>		0.03 <sub>3</sub>	
チオベンカルブ (mg/l)	-	0.2 <sub>1</sub>		0.2 <sub>3</sub>	
ベンゼン (mg/l)	-	0.1 <sub>1</sub>		0.1 <sub>3</sub>	
セレン及びその化合物 (mg/l)	-	0.1 <sub>1</sub>		0.1 <sub>3</sub>	
ほう素及びその化合物 (mg/l)	-	10 <sub>1</sub>		10 <sub>3</sub>	
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	-	8(15) <sub>1</sub>		8(15) <sub>3</sub>	
1,4-ジオキサン (mg/l)	-	0.5 <sub>1</sub>		0.5 <sub>3</sub>	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	-	10 <sub>1</sub>		10 <sub>3</sub>	
フェノール類 (mg/l)	-	1(5) <sub>1</sub>	1(5) <sub>3</sub>	1(5) <sub>3</sub>	
銅及びその化合物 (mg/l)	-	3 <sub>1</sub>	3 <sub>3</sub>	3 <sub>3</sub>	
亜鉛及びその化合物(溶解性) (mg/l)	-	2 <sub>1</sub>	2 <sub>3</sub>	2 <sub>3</sub>	
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)	-	3(10) <sub>1</sub>	3(10) <sub>3</sub>	3(10) <sub>3</sub>	
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)	-	3(10) <sub>1</sub>	3(10) <sub>3</sub>	3(10) <sub>3</sub>	
クロム及びその化合物 (mg/l)	-	2 <sub>1</sub>	2 <sub>3</sub>	2 <sub>3</sub>	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	-	*380 <sub>2</sub>		*380 <sub>3</sub>	
水素イオン濃度(水素指数) (mg/l)	5~9 <sub>4</sub>	5~9 <sub>2</sub>	5~9 <sub>3</sub>	5~9 <sub>3</sub>	
生物化学的酸素要求量(BOD)* (mg/l)	-	*600 <sub>2</sub>	*600 <sub>3</sub>	*600 <sub>3</sub>	
浮遊物質(SS)* (mg/l)	-	*600 <sub>2</sub>	*600 <sub>3</sub>	*600 <sub>3</sub>	
ノルマルヘキサン抽出物 鉱油類含有量 (mg/l)	5 <sub>4</sub>	5 <sub>2</sub>	5 <sub>3</sub>	5 <sub>3</sub>	
動植物油脂類含有量 (mg/l)	30 <sub>4</sub>	30 <sub>2</sub>	30 <sub>3</sub>	30 <sub>3</sub>	
温度* ( )	*45 <sub>4</sub>	*45 <sub>3</sub>		*45 <sub>3</sub>	
よう素消費量* (mg/l)	*220 <sub>4</sub>	*220 <sub>4</sub>		*220 <sub>4</sub>	

1: 排除基準値の読み方

水素イオン濃度は、5を超え9未満

\*の項目は、表の数値未満

上記以外は、表の数値以下

2: 下水道法最終改正: 平成26年6月13日法律第69号

3: 下水道法施行令最終改正: 平成26年11月19日政令第364号

4: 宇都宮市下水道条例最終改正: 平成26年12月18日条例第49号

5: 1,4-ジオキサンについては下水道法で平成24年5月25日に追加されました。

5: カドミウム及びその化合物については下水道法施行令で平成26年11月19日に0.1mg/L以下から0.03mg/L以下に改正されました。

6: 1~4はそれぞれ以下の法令等から決められています。

1: 下水道法第12条の2第1項, 下水道法施行令第9条

2: 下水道法第12条の2第3項, 第5項, 下水道法施行令第9条

3: 下水道法第12条の11, 宇都宮市下水道条例第5条

4: 下水道法第12条

7: 資料: 宇都宮市下水道排除基準表

(ウ) 騒音・振動基準値

項 目		環境保全計画値
騒音	朝 (6:00 ~ 8:00)	65dB(A)以下
	夕 (18:00 ~ 22:00)	
	昼 (8:00 ~ 18:00)	70dB(A)以下
	夜 (22:00 ~ 翌 6:00)	60dB(A)以下
振動	昼 (8:00 ~ 20:00)	60dB 以下
	夜 (20:00 ~ 翌 8:00)	55dB 以下

(エ) 悪臭基準値

煙突排ガスや施設内のごみピット等から発生する臭気については、敷地境界において臭気指数10以下を環境保全計画値とすること。

サ 処理生成物基準

(ア) 飛灰固化物の溶出基準

アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005 mg / L 以下
カドミウム	0.3 mg / L 以下
鉛	0.3 mg / L 以下
六価クロム	1.5 mg / L 以下
ひ素	0.3 mg / L 以下
セレン	0.3 mg / L 以下

(イ) 焼却灰・飛灰固形物のダイオキシン類含有量基準

3 ng - TEQ / g 以下

シ 環境影響評価

受注者は、設計・建設業務の実施にあたり、生活環境影響調査書を元に必要な対策を講じること。

ス 環境保全対策

公害関係法令及びその他の法令等に適合し、環境保全計画値を遵守するため、以下のとおり、対策を行うこと。

(ア) 大気対策

施設稼働後の大気質への影響については、以下の措置を講じ大気汚染物質の排出による環境への負荷の低減を図ることとする。

- a 可能な限りごみ質が均一になるように努め、炉への負荷を適正な範囲に保ち、安定した燃焼が継続できる仕様とすること。
- b ダイオキシン類対策特別措置法に従い、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、確実に除去できる仕様とすること。
- c 排ガスは、温度計、CO連続分析計、O<sub>2</sub>連続分析計及び有害物質等の連続分析計を煙道に設置し、排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な検査を実施して環境保全計画値を超えることがないよう適正な維持管理ができる仕様とすること。

(イ) 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には、十分な能力を有するバグフィルタ集じん装置や散水設備等を設けるなど、粉じん対策を十分考慮すること。

(ウ) 騒音・振動対策

本施設には、空気圧縮機や送風機以外にも騒音規制法及び振動規制法に該当しないポンプ、クレーン等の出力の大きな原動機を持つ設備があり、排水処理設備の水音あるいは排風口等が騒音源となることもある。また、誘引送風機の回転数が煙突や煙道の固有振動数と同調することにより、騒音が発生する現象にも注意する必要がある。

このため、騒音・振動の防止対策については、以下の措置を講じ騒音・振動の低減を図ること。

- a プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努めること。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行うこと。
- b 排風機・ブロワ等の設備には消音器を取り付けるなど、必要に応じて防音対策を施した構造とすること。
- c 低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートの強化及び換気ダクトのリブをバタつかせないなど適切な対策を講じること。
- d 騒音・振動の発生する恐れのある設備機器は、低騒音、低振動型の機器を採用するとともに、区画された室内への設置、独立基礎や防振装置等による防音・防振対策を行うこと。

(エ) 悪臭対策

本施設には、悪臭源となる設備があり、悪臭を施設から出さないためには、発生源において極力捕集するほか、建築設備面での密閉化、燃焼用空気としての活用及び施設の適正な維持管理が重要な要素となる。

悪臭の発生を防止するため、以下の対策を講じること。

- a ごみピット室の外壁は気密性を確保するため、天井まで鉄筋コンクリート造、又は、鉄骨鉄筋コンクリート造として臭気の漏洩を防止すること。また、貫通部の仕舞いを十分に行うこと。
- b プラットホームの出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の漏洩を防止すること。
- c ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておくこと。
- d ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に燃焼設備に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにすること。また、燃焼設備の高温燃焼で熱分解し、脱臭すること。
- e 点検等による全炉停止時には、ごみピット内の空気を吸引し、脱臭装置にて活性炭吸着により処理するとともに、ごみピット内を負圧に保ち臭気が漏れないようにすること。

(オ) 排水対策

施設から発生する各種の汚水は、排水処理設備に送水し、再利用先及び放流先の基準を十分に満たすよう処理すること。

セ 運転管理対策

安全で安定した運転管理に努めるとともに、可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図ること。また、運転管理は全体フローの制御監視が可能な中央集中管理方式とすること

ソ 作業環境保全対策

運転管理にあたっては、関連法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つため、以下の対策を講じること。

なお、運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）や換気、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保にも留意すること。

(ア) 安全対策

設備装置の配置、建設、据付はすべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺、防護柵等を完備すること。

(イ) 火災対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、自動火災報知機や検知器等の火災対策設備を設けること。その他、消防関連法令及び消防当局の指導に従って対策を講じること。

(ウ) 騒音対策

特に機器側における騒音が約 80 dB（騒音源より 1 m の位置において）を超えると予想されるものについては原則として、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。機械騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ等は、必要に応じて別室に収容するとともに、必要に応じて部屋の吸音工事などを施すこと。

(エ) ダイオキシン類対策

ダイオキシンの管理区域を明確にすること。非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること。

作業環境中のダイオキシン類は 2.5 pg - TEQ / m<sup>3</sup> 以下とすること。

(オ) 二硫化炭素・硫化水素対策

二硫化炭素・硫化水素等の発生が認められる箇所には、密閉化又は局所排気装置等を設け、発散抑制対策を十分考慮すること。特に飛灰処理剤を直接扱う箇所等、二硫化炭素にばく露する恐れのある所には、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備すること。また、作業者等が見やすい場所に二硫化炭素が人体に及ぼす作用、飛灰処理剤の取扱い上の注意事項及び中毒が発生した場合の応急措置等を記載したパネルを必要箇所に設置する等、厚生労働省、関係官庁からの通知、指導を遵守し、二硫化炭素ばく露防止に努めること。さらに、作業環境中の二硫化炭素の濃度は 1 ppm 以下、硫化水素の濃度は 5 ppm 以下とすること。

## 2 入札参加形態

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による参加・共同施工とする。

## 3 資格要件

この工事の公募型指名競争入札に参加を希望する者は、開札日当日において、次に掲げる要件を全て満たしている者の4者を構成員とする共同企業体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4項第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4項第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。
- (6) 共同企業体の構成員の代表者にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - ア 平成27・28年度宇都宮市建設工事入札参加資格審査において、清掃施設工事の登録を受けていること。
  - イ 建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。
  - ウ 関東地区内(栃木県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・群馬県・千葉県)に建設業法に基づき設置された営業所(本店又は支店等)があること。
  - エ 建設業法の規定に基づき、本工事に対応する監理技術者を専任で配置できること。
  - オ 他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。(技術者との兼務は可)
  - カ 焼却能力が95トン/日以上で2炉以上のストーカ式焼却炉、かつ「高効率ごみ発電施設整備マニュアル(環境省)」で示す発電効率を満たす高効率ごみ発電施設で循環型社会形成推進交付金対象事業となっている新設工事の受注実績を元請(代表者)として有する者であること。
- (7) 共同企業体の構成員Aにあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - ア 平成27・28年度宇都宮市建設工事入札参加資格審査において、建築一式工事のA等級の登録を受けていること。
  - イ 建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。

- ウ 関東地区内（栃木県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・群馬県・千葉県）に建設業法に基づき設置された営業所（本店又は支店等）があること。
  - エ 建設業法の規定に基づき、本工事に対応する監理技術者を専任で配置できること。
  - オ 平成 13 年 4 月以降に完成引渡しの完了した、国、地方公共団体、特殊法人等、都道府県出資公社における延べ床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の清掃施設の新設工事を元請として施工した実績を有する者であること。
  - カ 平成 27・28 年度宇都宮市入札参加有資格者名簿の建築一式工事の総合点数が 1,350 点以上であること。
- (8) 共同企業体の構成員 B・C にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- ア 平成 27・28 年度宇都宮市建設工事入札参加資格審査において、建築一式工事の A 等級の登録を受けていること。
  - イ 建設業法の規定に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。
  - ウ 宇都宮市内に建設業法に基づき設置された本店があること。
  - エ 建設業法の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者を専任で配置できること。
  - オ 平成 13 年 4 月以降に完成引渡しの完了した、国、地方公共団体、特殊法人等、都道府県出資公社における延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設建設工事を元請として施工した実績を有する者であること。
- (9) 共同企業体の結成要件については、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 共同企業体は自主結成とする
  - イ 構成員の出資比率は 15%以上とする。
  - ウ 代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。
  - エ 構成員は、1 の工事において 2 以上の共同企業体の構成員になれない。
  - オ その他必要事項は、宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領による。

#### 4 発注仕様書等の閲覧

発注仕様書等は次のとおり閲覧又は宇都宮市入札情報ホームページからダウンロードするものとする。

(1) 期間

平成 28 年 5 月 11 日（水）まで

(2) 閲覧場所

- ・ 〒320 - 8540

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市理財部契約課（5 階）

- ・ 宇都宮市入札ホームページ

[http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku\\_kouji/](http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/)

(3) 説明会

発注仕様書等について説明会は行わない。

#### 5 現場説明会：行わない。

## 6 発注仕様書等に関する質問回答

発注仕様書等に関して、質問がある場合には書面で提出すること（任意の様式で可）。

### (1) 提出期間

平成28年4月15日（金）午後1時まで

### (2) 提出場所

宇都宮市理財部契約課（5階）

### (3) 提出方法

提出場所に持参すること。

### (4) 回答

原則として平成28年4月25日（月）までに質問者にのみファクシミリで回答する。

## 7 入札指名希望申請書

### (1) 入札指名希望申請書の提出

1の工事に参加を希望する者は、次のアからウの書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

なお、申請書等の作成について説明会は行わない。

ア 公募型指名競争入札指名希望申請書

イ 特定建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び特定建設工事共同企業体協定書

ウ 関係資料（別紙「発注仕様書」及び「技術提案図書作成要領」参照のこと。）

### (2) 申請書等の閲覧

#### ア 閲覧期間

本公告日から平成28年5月11日（水）まで

#### イ 閲覧場所

申請書等は宇都宮市入札情報ホームページからダウンロードするものとする。

- ・ 宇都宮市入札情報ホームページ

[http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku\\_kouji/](http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_kouji/)

### (3) 申請書等の提出

#### ア 提出期間

本公告日から平成28年5月11日（水）午後1時00分まで

ただし、申請書等の持参にあたっては、必ず、宇都宮市から事前に受付日時の指定を受け、指定された日時に提出すること。

受付日時の指定を受ける方法は、提出期間内で受付を希望する日時を、事前に次のあて先にファクシミリで送信すること（任意の様式で可）。宇都宮市理財部契約課から、受付日時を指定したファクシミリの返信を受けることとする。

- ・ あて先：宇都宮市理財部契約課      F A X : 0 2 8   6 3 2   2 1 6 6

#### イ 提出場所

場所：宇都宮市理財部契約課（5階）

ウ 提出方法

申請書等は7(3)イの場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

エ その他

必要に応じてヒアリングを実施することがある。

8 競争入札参加者の決定及び指名通知等

(1) 競争入札参加者の決定

提出された申請書、関係資料を審査のうえ決定する。

(2) 入札参加資格要件有りとして認められた場合

競争入札参加の資格要件有りとして認められた者には、指名通知を行う。

(3) 入札参加資格要件無しとして認められた場合

競争入札参加の資格要件無しとして認められた者には、非指名通知を行う。

競争入札参加資格がないと認められた者は、非指名通知を受けた日から起算して2日以内(市の休日を除く)に、その理由について、書面をもって説明を求めることができる。回答は書面をもって行う。

9 入札執行の日時及び場所

指名通知書に記載する。

10 その他

(1) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 一度提出された資料の変更は認めない。また、資料の返却は行わない。

(3) 1の工事の公募型指名競争入札に参加を希望する者が2者に満たない場合は、本公募を中止するものとする。

(4) 本公募を中止した場合は、1の工事の公募型指名競争入札に参加を希望した者に通知するものとする。

11 照会先

宇都宮市理財部契約課工事契約グループ 028-632-2163~2165